

淡路(三原川等)地域総合治水推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 淡路地域における地域総合治水の推進にあたり、総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）（以下「条例」という。）第6条第1項に基づき知事が策定する淡路(三原川等)地域総合治水計画の案に対して意見を聴くとともに、条例に掲げる諸施策に関して協議するため、淡路(三原川等)地域総合治水推進協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 淡路(三原川等)地域総合治水推進計画案について協議すること。
- (2) 淡路地域における総合治水の推進に関すること。

(協議会委員)

第3条 協議会に、別表第1に掲げる構成員を置く。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員のうちから、あらかじめ知事が指名する学識経験者をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総括し、議事進行にあたる。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、委員のうちから、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議の職務に従事できない場合は、あらかじめ会長の承認を得て、代理人を出席させることができる。この場合においては、代理人は、会議開催前に委任状を会長に提出しなければならない。
- 3 会長が必要と認めた場合は、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(謝金)

第6条 委員（国、県及び市町の職員である者を除く。以下次条において同じ。）及び会長が必要と認め、委員以外の者が協議会に出席したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

- 2 前条2項の規定に基づき委員の代理人が出席した場合は、代理人に対し代理人名義で委員本人と同額の謝金を支給する。

(旅費)

第7条 委員及び会長が必要と認め委員以外の者が協議会に出席したときは、旅費を支給する。

- 2 第1項の旅費の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により、行政職6級の職務にある者に対して支給する額に相当する額とする。
- 3 第5条2項の規定に基づき委員の代理人が出席した場合は、代理人の格付けは委員と同様とし、代理人に対し代理人名義で旅費を支給する。

（ワーキング）

第8条 協議会に、協議会で協議すべき原案等を検討するため、ワーキングを設置する。

- 2 ワーキングに、別表第2に掲げる者（以下「ワーキング構成員」という。）を置く。
- 3 ワーキング構成員は、再任されることができる。
- 4 ワーキング構成員は、委員を兼ねることができる。
- 5 ワーキングに座長を置く。
- 6 座長は、淡路県民局洲本土木事務所企画調整担当所長補佐をもって充てる。
- 7 座長及びワーキングの会議については、第4条第3項及び第5条の規定を準用する。
この場合において、「協議会」とあるのは「ワーキング」、「委員」とあるのは「ワーキング構成員」、「会長」とあるのは「座長」と読み替えるものとする。
- 8 ワーキング構成員に対しては、第6条及び前条の規定を準用し、謝金及び旅費を支給する。

（事務局）

第9条 協議会及びワーキングの庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、兵庫県淡路県民局洲本土木事務所をもって充てる。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会及びワーキングの運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

（この要綱の失効）

- 2 この要綱は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

（要綱の改正）

一部改正 平成27年2月24日